

## 議事録 ネット利用調整制度に関する民会審議会 第二回会合

境：前回議論のポイント。別紙事務局案参照。

第二回事務局案として修正版調整法の考え方。別紙事務局案参照

今日は皆さんからのリクエストで実際の事業者のNHKの方にゲストとして来ていただいた。

NHKオンデマンドの取り組みについての話。

辻： 編成局デジタルサービス部の組織と職掌について説明。マネージメントおよび制度関連の業務を担当している。

石倉： NHKが実施しているインターネットサービスの概要について説明。視聴者との接触を増加させるためにインターネットのサービスを充実していく。NHKオンデマンドのサービス開始もその一環である。またNHK以外の第三者のサイトにもコンテンツを提供して、NHKコンテンツの社会還元に取り組んでいるところである。

境：経団連ルールに関する別紙の説明。委員への質問をお願いします。

花岡：オンデマンドは受信料収入とは別にやっている。事業計画があるはずだ。それはどうなっているのか？

辻： NHKオンデマンドはサービス開始から3年で単年度黒字、4年で累積赤字解消を目標にしている。番組視聴プランについても工夫が必要ではないかという議論はある。

小寺：月額1470円プラン、40万件で単年度黒字化。

花岡：TBSでもゴールデンタイムの番組のVODについても言及。

辻： インターネットでの動画視聴が定着してきていることをうけて、地上波テレビ局においてもVODが一定の規模になる可能性があるという認識を持つようになってきているのではないかと。

小寺：別途取材のデータを報告。

PCサービス会員登録3万件。番組購入数12月、1万1千。1月、1万4千。

玉井：著作権者との権利処理はクリアされているのか？

辻：この数年で、権利者の皆さんのインターネットコンテンツに対する意識も、だいぶ変わってきたという印象を持っている。現在では番組制作担当者がインターネットでの展開を前提として権利者の皆さんと交渉している。大きな流れとしてはインターネットに対する経理者の皆さんの理解は深まってきており、地上波テレビ局の番組のインターネット展開にも積極的に協力していただいていると考えている。

山口：民放とNHKが違う組織であることと、NHKオンデマンドができたのは関係あるのか？

辻：今回の放送法改正に基づくNHKオンデマンドの開始は、インターネットの普及に対応するために法制度的な観点からNHKの業務範囲の見直しが行われたものであり、これによって民放各社と同じことができるようになったのだと認識している。受信料は番組を作るためにいただいているので、新たにインターネットで利用できるようにするための実費をいただいて区分経理するという考え方である。

石倉：言うまでもないことであるが、番組によって権利者の許諾が取りやすいものと取りにくいものがある。公共放送として多種多様な番組を制作しているので、許諾を得る必要がある権利者も多岐にわたっており、権利許諾には膨大な労力やコストがかかっている。

吉川：韓国はVODがだいぶ以前からあった。だからHDレコーダーが普及しなかった。

日本ではHDが普及済みだからVODは普及しない？

デジタル・コンテンツは一般的には限界費用が無料同然。スケールメリットがきくような権利者に対しての対価の支払いをしているのかが問題だ。

辻：権利の許諾は番組単位なので、支払も番組単位で行っている。

吉川：それではあまり限界費用が下がらない。

山根：最終的にリクープできたら価格帯の見直しが行われ、最終的には無料になるのか？

辻：有料ありきで考えているわけではない。ただ必要だから貰っている。

実はHP上にもたくさん動画は載っています。しかしこれは総務省的区分の難しさである。福祉等については無料で提供するつもり。高画質にネットワークに流すものについてはお金を取る。

NHKオンデマンドはサービスを開始したばかりであり、現時点で無料化については何も検討していない。NHK全体のインターネットサービスとしては受信料で実施している「NHKオンライン」というサイトがあり、ここでも動画を出している。福祉コンテンツや教育コンテンツなどは公共放送として無料で提供する必要があるのではないかと考えており、従来からNHKオンラインで実施してきている。

山根：受信料を値上げしてVOD無料化はあるのか？

辻： 受信料の制度的な位置づけを変えるのであれば、そういう考え方もあるかもしれないが、NHKが自ら提起することではないと認識している。日本の放送制度について様々なご意見があることは十分承知している。今後どのような社会的合意が形成されるかを注視していきたい。

小寺：公共放送だから既存のコンテンツビジネスを破壊しては駄目だ、という議論があった。価格破壊を行わない程度の価格設定が必要。

玉井：視聴者が金を払って番組を作っているのだから無料で視聴者に公開すればいい。一方で資産を持っているならマーケットプライスで大いにもうければいい。権利者にとってもこちらがハッピー。役者(権利者)はこれについてどう思っているのか？

辻：有名な実演家が嫌がる。大物がいると説得できない。第三者によるデリバリーを嫌がる。自分でコントロールしたい。

個別の権利処理はコストが大きすぎて全部対応できない。過去のコンテンツで権利者がわからないというのが大きい。ネット利用のためだけにすべてのコンテンツを調べるのはナンセンス。

実演家の中にはインターネットに対してきびしいお考えをお持ちの方もいらっしゃるという話も聞いている。

玉井：ネットが嫌な人はなぜ？

コラージュされるから？現状に満足しているから？

辻：自分でコントロールできないのが一番。

絶対にコントロールできる方法があれば許諾されやすくなるだろう。

インターネットの新たな可能性をご理解いただいているようであるが、その一方で権利者がコンテンツをコントロールできない恐れがあることを重く考える方もいらっしゃる。こういう問題を解決する方法があれば、さらに権利許諾を得やすい環境ができるかもしれない

ない。

森：短期的に出たくない人がいるのはわかる。ヨーロッパでは前向き。Iプレーヤーなど。

辻： B B Cも権利許諾の獲得にかなりの労力とコストを投入していると聞いている。最近の日本の経済状況を見ると、テレビ広告費が減少するなかで放送事業者が権利許諾のために現状以上にコストをかけるのは難しいのではないか。

森：製作費の中で権利処理コストは小さくなるのか？

辻：ネットの部分だけ考えれば小さくなるかもしれない。テレビが落ちてきたときに同意するかどうかはわからない。

テレビ番組の制作費全体が少なくなれば、インターネットでの提供のためにかける予算が小さくなることはあるかもしれない。

山口：カラー契約と白黒契約で値段が違った。値上げの口実としてネットつけるとか。そう考えればやりようがありそうだ。

辻： N H Kとして現時点では受信料制度を変更することはまったく考えていない。一般論としては、インターネットが国民の幅広く普及していることをうけて、国民生活に不可欠な多様な情報をインターネットで一種の情報インフラのように提供するための経費を、国民全体で幅広く負担するという考え方があるかもしれないが、これについてはN H Kが申し上げる立場にはない。

森：ネットはインフラじゃないという発想は消費者にはない。

辻： それは十分理解しているが、現在の放送事業者にとっては免許事業を健全に経営することが最大の課題であり、現在の収支構造の中でインターネットまで十分手当てするのは難しいのではないか。

境： N H Kは民放とは違う事業体である。放送法改正に基づいてV O Dは始まった。権利者の態度の違いは改正の前後で違ったか？

辻： 法改正による事業であるということ自体は、権利者の姿勢にはそれほど大きな変化はなかったと聞いている。

境：総務省は言い訳につかえない？

BGMが多いのが日本のテレビ局。ネット配信を前提に制作側がセルフコントローして作ることはありえない？

石倉： 番組制作現場の表現に対するモチベーションがインターネット提供の有無によって左右されるということはない。ただインターネットでの展開を前提に企画を考えるケースが増えているので、権利が許諾されるキャスティングや楽曲選択を行うこともありえる。あくまで企画ごとのケースバイケースで考えているのが現状である。

吉川：権利処理できても伸びないのでは。携帯の課金制度と一緒になれば伸びそうな予感。NHKも民放も世帯IDでしか管理してない。個人ID把握してレコメンデーションなどがあれば伸びるかも。

石倉： 番組や会員サービス、受信料などの個人情報のデータベースを、そのままNHKオンデマンド用にそのまま転用することはできない。

辻： 現行の個人情報データベースや課金方式を完全に統合する必要はないのではないかと。それぞれ別のIDで管理しながら、NHK全体としてどういうサービスができるのかを考えていきたい。インターネットだけでなく放送もワンセグ携帯の普及によって多様な視聴形態が存在するようになっているので、できるだけ多くの方にサービスを利用しただけのようにサービス体系を構築していきたい。

小寺：今あるインフラの中にNHKオンデマンドを提供したらどうですか？ひかりTVやアクトビラなど。NHKのサイトから直接、売ったものと別サイト経由で売ったものの比率はどうなっているのですか？

辻： 現時点ではNHKサイトでの売り上げの方が大きい。

小寺：自力でサイトを作って売る必要はないのではないかと？NHKは巨大なコンテンツホルダーとして存在すれば良く、レコメンデーションなど得意な業者にやらせればよいのでは？

境：NHKは視聴状況などをフィードバックしてくれるのか？

石倉： B to B提供だと個別の視聴者の具体的な利用状況はNHKにはわからない。NHKオンデマンドのサービスとしてどうしていくのかは、今後考えることになるであろう。

小寺：ネットが大きくなると、テレビとネットの地位が逆転することはある。

辻： 今後インターネットがさらに身近なものになっていけばそういう可能性もあるし、放送事業者にとっては大きな課題だと思う。放送事業者はいずれも単にコンテンツ制作企業というだけでなく、視聴者のニーズを把握しながら多彩なコンテンツを制作して提供する事業を今後も展開していきたいと考えている。

吉川：NHKは法的にクレジット会社と一緒にやることはできるのか？

辻： 決済手段としてクレジットカードを使うということはありえるだろう。

吉川：上流と下流でわけたらどうか？ディストリビューションを Yahoo さんにやってもらっては？

山根：ぜひやらせてもらいたいですね。

山口：上流だけではなく下流も持ちたいのでは？

辻： 顧客との接点を持つビジネスモデルには大きな可能性があるのではないか。また放送事業者は、コンテンツごとに権利処理を行うことには限界があることは十分認識しているので、包括的な権利処理の手法を確立することなどが今後はありえるかもしれない。

森：大前提としてクリエイティブは外に置いておいてあるものをピックアップして作る。一番、マケ的には早い。垂直統合型の話。マスに対するコンテンツかヘビーユーザーに対するコンテンツか。考えなければいけない。

石倉： ご指摘のようなことは今後しっかり考えていく必要がある。現在のテレビ番組のスタイルがそのままインターネットにふさわしいというわけではない。テレビは最も効率的なマス伝達手段のひとつであり、テレビ番組もそれに適した表現様式に特化していると言えるだろう。インターネットにはどのような表現様式がふさわしいのかなど、制作現場で経験と蓄積しながら考えていくことになるだろう。

森：高いスポットが取れるのはニュースや情報番組だけ。ドラマなどは有線に流れている。ネットで儲かるようになってきたら実演家が楽になって許諾が楽になる。コンテンツの放送への縛りが緩くなってネットで流れるといおう総務省の青写真のようになる？

放送で番組宣伝してあとはネットで買ってください。ということはない？

辻： NHKの場合は、放送を単純なプロモーション用のメディアとするわけにもいかないのではないかと。公共放送として放送で全国にあまねく放送しなければならない番組もたくさんある。インターネットでの有料提供にふさわしいコンテンツのあり方は、どの放送事業者もこれから試行錯誤をしながら模索していくことになるのではないかと。

小寺：放送局の方を呼ぶと現実的に考える傾向がある。ユーザー視点だと観たい時に見たい番組を見る。がニーズ。業者を通せばできる。そのときメタデータの利用がネックになる。その点についてNHKはどう考えている？

メタデータに対して言及。

石倉：メタデータに関して言えば、放送事業者の中ではNHKは柔軟に対応している方だと考えている。生放送と再放送が混在し、外部への番組提供のスキームを作っている。ただ視聴者がメタデータを自由に使用・加工することに対しては慎重に考えている。

境：iチューンを使って曲順をユーザーが変えてしまうのをあきらめている。放送事業者は早く諦めるべき。

石倉：HDD機器が普及している時代状況においては、視聴者にとってタイムシフト視聴は当たり前のことになっているので、番組の視聴順序までコントロールしようとは思っていない。心配しているのはもっと切り刻んだようなコンテンツの利用の仕方であり、それがインターネット上で共有されるような事態を懸念している。

辻：かつては先物の番組表にニーズがあったが、今はむしろ過去の番組表のニーズが高まってきている。いつどこでどういう番組が放送されたのかを検索して視聴しようということなのではないか。共通メタデータを作るといっても、制作段階、編成段階、アーカイブ段階それぞれでメタデータに対する考え方は異なっており、まずその調整が必要である。番組制作のノンリニア化などフルデジタルのワークフローが定着する中で、一定の考え方がまとまってくるのではないかと。

境：新しい制度を考える上でテレビコンテンツをネット上に出すことはテレビ事業者のためにどれだけなるのか？

本業は放送でそれ以外は副業になっている法律自体も変えることも視野に。NHKオンデマンドは義務化されているが、著作権の権利制限規定を変えるということにはなかった。NHKの現場的にはどうだったのか？

辻： 率直に言って、番組制作の現場担当者には、従来からインターネットを活用したいという要望がある一方で、業務量の負荷が増えることに対する抵抗感の両方があった。法改正により組織として取り組むということが鮮明になったことで、前向きに考えるようになったと言える。NHKにはインターネットに関するノウハウやスキルは蓄積されていないのでこれから具体的に学んでいくしかないが、放送以外にも表現の場ができたこと自体はよいことだと考えている。

境： テレビ以外の出口としてはIチューンでもいいのでは？  
そういう権利処理になっているのか？

辻： 番組制作における基本的な考え方として、放送とインターネット両方の許諾を得るようにしている。この場合のインターネットとは「NHKオンデマンド」だけでなく、受信料で実施している「NHKオンデマンド」「NHKケータイ」など、NHKが実施しているすべてのインターネットサービスを指している。

吉川： 区分会計の効率性にかんして言及。

玉井： 義務化には2段階ある。権利者がウンというか、放送事業者がやりたいか。  
放送事業者だから義務化。公共放送のNHKだから義務化。  
オンデマンドのやり方は民放に対してもできるのか？

境： 価格に関して触れたくないが権利者の話と放送事業者の話は違う。

花岡： NHKと民放では多くは異なる。この民間審議会の提言としてNHKと民放をいっしょくたにするのか問題だ。

森： 海外進出を考えてなければ。

辻： 現在NHKは国際放送として短波放送とテレビ放送を実施している。いずれも多額のコストがかかるとともに、利用実態も把握しにくいので、インターネットを活用することは意義が大きいと考えている。

森： 「あまねく」だけど国際放送は金取ってもいいの？

辻： 仮定の話ということで言えば、どういうコンテンツをどういう形態で提供するか

によって、無料であったり実費負担であったりということになるのではないか。

小寺：海外でも日本と同じものを見たいという需要がある。

辻： 海外調達した素材を使用した番組もたくさんあるので、すべての番組をただちに海外で利用できるようにインターネット提供するのは簡単ではない。また国内の権利者の許諾を得るためのコストも高くなる可能性がある。

境：今回の話を受けて結論というわけではない。次回以降に期待しましょう。